

## 第 456 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 2 年 7 月 30 日（木）岐阜合同庁舎 5 階共用第 1 会議室

市岡室長	<p>定刻となりました。</p> <p>本日はご多用のところ第 456 回岐阜地方最低賃金審議会にご出席賜りまして、厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、労働者側代表の内藤委員と使用者側代表の竹中委員がご欠席ですが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、本会は公開審議としており、4 名の方が傍聴されています。</p> <p>それでは、ここからは会長に進行をお願いいたします。</p>
山本会長	<p>それではこれより、第 456 回岐阜地方最低賃金審議会を開催します。</p> <p>本日の議事録署名委員ですが、労働者側委員は 隣垣 委員、使用者側委員は 安藤 委員 をお願いをいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p><b>議題 1 「岐阜県最低賃金の改正決定について（目安伝達）」</b>です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
加賀専門監	<p>7 月 22 日に中央最低賃金審議会長より厚生労働大臣に対し、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が行われましたので、これをお伝えいたします。</p> <p>資料 1 ページをご覧ください。</p> <p>答申文を読み上げます。</p> <p>（答申文の朗読）</p>

<p>加賀専門監</p>	<p>以上が答申の内容でございます。</p> <p>次に、「岐阜県最低賃金の改正決定に係る関係労使からの意見聴取に関する公示」を行いましたところ、資料No. 2の資料1 1ページからになります。その後ろの1 3ページと資料1 5ページのとおり、岐阜県労働組合総連合とコープぎふ労働組合から意見書の提出がありました。</p> <p>いずれも意見の趣旨は、「岐阜県最低賃金額を、時間額1,000円以上とすること。」となっております。</p> <p>また、資料1 7ページ及び1 9ページにございます「最低賃金時間額1,000円以上への引き上げを求める請願書」が、岐阜県春闘共闘会議から岐阜労働局長あて、合計2,085筆提出されております。このうち、ネット署名は407筆です。</p> <p>なお、関係労使からの提出資料ではございませんが、参考資料を一つ添付しております。</p> <p>日本弁護士連合会が本年2月21日付けで厚生労働大臣、中央最低賃金審議会会長、衆議院厚生労働委員会委員長、参議院厚生労働委員会委員長あてに提出した「全国一律最低賃金制度の実施を求める意見書」を、同連合会が参考として地方の最低賃金審議会あてに送付したものの写しです。</p> <p>これは前回7月6日の本審において、次の本審で参考資料として配付することとされたものです。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>山本会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今事務局から、中央最低賃金審議会の目安答申及び</p>

山本会長	<p>関係労使からの意見書等について、ご説明をいただきました。</p> <p>これに関連して何かご意見等がありましたら伺いたいと思います。</p> <p>労働者側委員からお願いします。</p>
労側委員	<p>今はけっこうです。</p>
山本会長	<p>使用者側委員はいかがでしょうか。</p>
使側委員	<p>ありません。</p>
山本会長	<p>特にご意見がないようですが、具体的には、これから開催する専門部会での審議に委ねることといたします。</p> <p>専門部会において十分に審議していただきまして、是非全会一致による結論が出ることを期待しております。</p> <p>次に、<b>議題2「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）」</b>です。</p> <p>まず、事務局から説明をお願いします。</p>
加賀専門監	<p>それでは資料のNo.4、21ページからをご覧ください。</p> <p>特定最低賃金額の改正決定に関する申出状況について、ご報告いたします。</p> <p>資料23ページ24ページが「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、資料25ページ26ページが「自動車・同附属品製造業最低賃金」、資料27ページ28ページが「航空機・同附属品製造業最低賃金」、これら3業種につきまして、金額改正の申出書が提出されました。</p> <p>この3件につきまして、資料No.5で、適用事業所数、適</p>

加賀専門監	<p>用労働者数から、事務局で審査しましたところ、電気は申出必要数 4,507 人のところ <b>5,952 人</b>、自動車は申出必要数 5,660 人のところ <b>7,331 人</b>、航空機は申出必要数 2,240 人のところ <b>3,643 人</b>について、賃金の最低額に関する労働協約の適用が確認され、いずれも申出の要件を備えているものと認められましたので、本日改正決定の必要性の有無について諮問することといたしました。</p> <p>以上です。</p>
山本会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、畑労働局長から諮問を受けます。</p>
畑局長	<p>それでは、諮問をさせていただきます。</p> <p>(諮問文を朗読し、山本会長へ手渡す)</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
山本会長	<p>(諮問文を受け取る)</p> <p>はい、承知しました。</p>
事務局	<p>(各委員に諮問文の写しを配布)</p>
山本会長	<p>ただいま、畑労働局長から「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」について「諮問」がございましたので、今後、審議会において審議したうえで答申することといたします。</p> <p>ここで、特定最低賃金改正決定の必要性の有無にかかる審議方法について、6月18日の運営小委員会で協議が行われていますので、報告を受けたいと思います。</p> <p>運営小委員の浅井委員長、報告をお願いします。</p>

浅井委員長	<p>6月18日の運営小委員会において、今年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響でどの産業も打撃を受けており、7月30日に改正決定の必要性諮問、8月4日に答申というスケジュールでは議論する時間が少ないとの使用者側委員からの意見を受けまして、協議の結果、改正決定の必要性にかかる答申を8月21日の本審まで延ばし、その間に、労使代表委員の皆さんによる小委員会を設け、小委員会は仮称ですが、必要性について議論することとなりました。</p> <p>なお、小委員会の結果については8月21日の本審において報告することとします。</p> <p>小委員会の開催日については、事務局から説明してください。</p>
市岡室長	<p>日程調整の結果、8月5日（水）13時30分から開催することとなりました。</p> <p>以上です。</p>
浅井委員長	運営小委員会からの報告は以上です。
山本会長	運営小委員会から報告がありました、小委員会の開催について、ご意見はございませんか。
各委員	(意見なし)
山本会長	<p>それでは、運営小委員会報告のとおり、8月5日に協議会を開催し、特定最低賃金の改正決定の必要性について協議し、8月21日の本審において協議結果を報告いただき、審議・答申することとします。</p>

山本会長	次に <b>議題3「その他」</b> ですが、事務局から何かありますか。
市岡室長	特にございません。
山本会長	それでは、本日の審議会はこれもちまして閉会といたします。 次回の審議会は、8月4日（火）午前11時00分から開催いたします。ご苦労様でした。